指定共同生活援助　グループホーム bee

重要事項説明書

利用者に対する指定共同生活援助の提供開始にあたり、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、当事業所が利用者に説明すべき内容は次のとおりです。

1　共同生活援助サービスを提供する事業者

事業者名称	有限会社　優美
代表者氏名	取締役　平井　麻里英
本社所在地	北海道千歳市日の出1丁目1番41号
連絡先	電話番号　0123－22－5511 ファックス　0123－22－6611
設立年月日	平成14年4月10日

2　利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助（介護サービス包括型）
事業所の名称	グループホーム bee
事業所の所在地	北海道千歳市日の出1丁目1番39号
管理者	永田　真理
サービス管理責任者	岡野　直子
連絡先 相談担当者名	電話番号　0123－22－5511 ファックス　0123－22－6611 相談担当者　山崎　千尋
実施地域	千歳市
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
定員	10名
開設年月日	令和4年11月1日
事業所番号	0121100770

3　サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を適切かつ効率的に行います。

4　サービスに係る施設・設備等の概要

(1)住居

構造	準耐火
敷地面積	946．67㎡
延床面積	298．64㎡

(2)設備

設備の種類	部屋数	備考
居室	10室	全室個室、各部屋5.8帖(収納別)
リビングダイニング	2室	1階23.4帖、2階25.9帖
洗面所	2ヶ所	1階2つ、2階3つ
トイレ	4ヶ所	1階2つ、2階2つ
風呂場	2ヶ所	各階
面談室兼事務室	2室	各階

5 サービス担当提供職員の配置状況

(1)職務の内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	障がい特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業員に対する技術指導又は助言等を行う。
世話人	利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。
生活支援員	日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(2)職員の配置数

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			
サービス管理責任者	1		1			
世話人	5	1	1		3	
生活支援員	7		2		5	

(3)各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	8:45～17:15
サービス管理責任者	① 8:45～17:15 ② 13:00～21:30
世話人	① 6:30～9:30 ② 8:45～17:15 ③ 16:30～21:30
生活支援員	① 6:30～9:30 ② 8:45～17:15 ③ 16:30～21:30

6 提供するサービスの内容について

種類	内容
共同生活支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事	栄養と個人の嗜好、健康状態を考慮した献立を工夫し、提供します。

健康管理	利用者の健康状況を常に注意し、健康管理のために適切な支援を行います。基本的に従業者が利用者の服薬を管理します。（本人管理できる場合を除く）
金銭管理の援助	生活費の管理方法や使途について必要に応じて相談支援を行います。
余暇活動の支援	買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
緊急時の対応	サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにかかりつけ医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
日中活動の場等との連絡・調整	日中、自立訓練事業やデイサービス等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。
財産管理等の日常生活に必要な援助	食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行うものを配置し就寝準備の確認、寝返りや排せつ等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。

7 その他費用・料金、それらのお支払方法については※別紙1サービス料金をご覧ください。

8 サービス提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービス提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の更新、住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業所へ連絡をお願いします。

(2) 共同生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「生活介護計画」を作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 共同生活援助計画の変更等

「共同生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

1 虐待防止に関する担当者を選定及び設置
2 成年後見制度の利用を支援します
3 苦情解決体制を整備しています
4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します

5 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員へ周知徹底します

10 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します
2 身体拘束等の適正化のための指針を整備します
3 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します

11 感染症対策

事業所は、感染症が発生、又はまん延しないよう指針及びマニュアルを作成し、定期的に研修及び訓練を実施します。

12 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防避難に関する指針やマニュアルを作成し定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

13 ハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

14 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」）を策定し、定期的に研修及び訓練を実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 秘密の保持と個人情報の保護について　　※個人情報保護に関する同意書は別紙3になります

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

16 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【利用者のかかりつけ医療機関】

医療機関の名称	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関の名称	しののめクリニック
所在地	千歳市東雲町2丁目14－2
電話番号	0123－22－6511

医療機関の名称	医療法人社団 尾島歯科医院
所在地	千歳市富丘4丁目5番22号
電話番号	0123－22－6648

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
携帯番号	

17 事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等

並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
　また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

18　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める非常災害計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める非常災害計画に則り、年1回防火・防災訓練を利用者も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機、スプリンクラーを設置しています。
	・カーテン等は防炎機能のあるものを使用しています。
	・震災に備えての備蓄　米、飲料水、日用品等
消防計画	消防署への提出日 ： 2022年10月3日 防災管理者 ： 藏田　隆之
保険加入	事故・災害に備え、火災保険に加入しています。

19　事業所の苦情・相談受付窓口
　提供した指定共同生活援助に係る利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置、その他必要な措置を講じます。

事業者の窓口	・担当者　　所長：山崎　千尋
	・受付日　　月曜日から金曜日
	・受付時間　　午前9時から午後5時まで
	・電話番号　　0123－22－5511
	・FAX番号　　0123－22－6611

20 当事業所御利用の際にご留意いただく事項※詳しくは別紙2をご覧ください。

来訪・面会	原則として、就寝から起床までの時間以外でお願いします。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
外出・外泊	世話人・生活支援員等にご連絡ください。届出が必要になります。
居室等の利用	居室や設備、器具類は本来の用途に従ってご利用ください。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により、預り金管理サービスをご利用いただけます。
飲酒・喫煙	希望により、お酒を楽しむこともできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させて頂きます。 敷地内は禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者や職員に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動及び営利活動はできません。
動物飼育	ペット動物の持ち込み及び飼育はできません。
衛生保持	館内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
その他	事業者及び職員、第三者への誹謗・中傷は行わないでください。サービス提供の実施及び安全衛生等の管理上、必要な措置をとる場合があります。また、契約を終了した場合、速やかにお部屋の明け渡し、持ち込み物品をお引き取りください。

年　　月　　日

指定共同生活援助の提供及びご利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事　業　者	法人	所　在　地	千歳市日の出1丁目1番41号
		名　　称	有限会社　優美
		代表者名	取締役　平井　麻梨英
	事業所	所　在　地	千歳市日の出1丁目1番39号
		事業所名	グループホーム bee
		説明者名	

私は本書面に基づいて事業者から指定共同生活援助の提供及び利用について重要説明事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名

利用者本人の意思を確認の上、指定共同生活援助の提供及び利用について重要説明事項の説明を受け同意しました。

ご家族又は代理人

住所

氏名

続柄

別紙１

サ ー ビ ス 利 用 料 金

２０２４年6月

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練等給付支給対象サービスに関する利用料金

サービス利用料金全体のうち９割が訓練等給付費等の支給対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は利用者負担分として、サービス利用料金全体の１割額を事業者にお支払い頂きます。（定率負担、又は利用者負担額といいます）

なお、訓練等給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払い）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。支払額の９割は、後に市町村へ償還手続きを行うことになります。ただし負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

※ご負担いただく１割額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載されております。

《 区 分 》

区　分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限月額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	０円
低 所 得	市町村民税非課税世帯(※３人世帯で障害者基礎年金１級の場合、収入がおおむね３００万以下の世帯が対象)	０円
一 般 １	市町村民税非課税世帯（所得税１６万円未満） ※入所施設利用者、グループホーム利用者は市町村民税世帯の場合、「一般２」になります。	９，３００円
一 般 ２	上記以外	３７，２００円

利用者負担に関する月額上限

１か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得（世帯の収入状況）に応じて上記のとおり４区分の月額負担上限が設定され、利用されたサービスにかかわらず、それ以上の負担はありません。

※区分についての詳細は、各市町村窓口にて対応しております。

グループホーム bee　料金表

《 基本サービス単位表 》

	区　分	単位数	利用料	利用者負担額
共同生活援助サービス費（Ⅰ）（６：１）	区 分 ６	６００／日	６，０００円／日	６００円
	区 分 ５	４５６／日	４，５６０円／日	４５６円
	区 分 ４	３７２／日	３，７２０円／日	３７２円
	区 分 ３	２９７／日	２，９７０円／日	２９７円
	区 分 ２	１８８／日	１，８８０円／日	１８８円
	区分１以下	１７１／日	１，７１０円／日	１７１円
共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）	区　分	単位数	利用料	利用者負担額
	区 分 ６	７１７／日	７，１７０円／日	７１７円
	区 分 ５	５６９／日	５，６９０円／日	５６９円
	区 分 ４	４８１／日	４，８１０円／日	４８１円
	区 分 ３	４１０／日	４，１００円／日	４１０円
	区 分 ２	２９０／日	２，９００円／日	２９０円
	区分１以下	２７３／日	２，７３０円／日	２７３円

	条 件		単位数	利用料	利用者負担額
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤の世話人・生活支援員のうち、有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理士）が３５％以上雇用されている場合に算定		１０／日	１００円／日	１０円
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤の世話人・生活支援員のうち、有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理士）が２５％以上雇用されている場合に算定		７／日	７０円／日	７円
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	世話人・生活支援員のうち、常勤職員が７５％以上又は勤続３年以上の常勤職員が３０％以上雇用されている場合に算定		４／日	４０円／日	４円
日中支援加算（Ⅰ）	日中支援対象者２人以上		２７０／日	２，７００円／日	２７０円
	日中支援対象者１人		５３９／日	５，３９０円／日	５３９円
日中支援加算（Ⅱ）	日中支援対象者２人以上	区分４、５、６	２７０／日	２，７００円／日	２７０円
		区分３以下	１３５／日	１，３５０円／日	１３５円
	日中支援対象者１人	区分４、５、６	５３９／日	５，３９０円／日	５３９円
		区分３以下	２７０／日	２，７００円／日	２７０円
入院時支援特別加算	入院期間が３日以上７日未満		５６１／日	５，６１０円／日	５６１円
	入院期間が７日以上		１１２２／日	１１，２２０円／日	１，１２２円
帰宅時支援加算	入院期間が３日以上７日未満		１８７／日	１，８７０円／日	１８７円
	入院期間が７日以上		３７４／日	３，７４０円／日	３７４円
長期入院時支援特別加算			１２２／日	１，２２０円／日	１２２円
長期帰宅時支援加算			４０／日	４００円／日	４０円
	夜間支援対象利用者	区分	単位数	利用料	利用者負担額
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	２人以下	区分４以上	６７２／日	６，７２０円／日	６７２円
		区分３	５６０／日	５，６００円／日	５６０円

		区分２以下	４４８／日	4,４８０円／日	４４８円
	３人	区分４以上	４４８／日	4,４８０円／日	４４８円
		区分３	３７３／日	3,７３０円／日	３７３円
		区分２以下	２９９／日	2,９９０円／日	２９９円
	４人	区分４以上	３６６／日	3,６６０円／日	３６６円
		区分３	２８０／日	2,８００円／日	２８０円
		区分２以下	２２４／日	2,２４０円／日	２２４円
	５人	区分４以上	２６９／日	2,６９０円／日	２６９円
		区分３	２２４／日	2,２４０円／日	２２４円
		区分２以下	１７９／日	1,７９０円／日	１７９円
	６人	区分４以上	２２４／日	2,２４０円／日	２２４円
		区分３	１８７／日	1,８７０円／日	１８７円
		区分２以下	１４９／日	1,４９０円／日	１４９円
	７人	区分４以上	１９２／日	1,９２０円／日	１９２円
		区分３	１６０／日	1,６００円／日	１６０円
		区分２以下	１２８／日	1,２８０円／日	１２８円
	８人	区分４以上	１６８／日	1,６８０円／日	１６８円
		区分３	１４０／日	1,４００円／日	１４０円
		区分２以下	１１２／日	1,１２０円／日	１１２円
	９人	区分４以上	１４９／日	1,４９０円／日	１４９円
		区分３	１２４／日	1,２４０円／日	１２４円
		区分２以下	９９／日	９９０円／日	９９円
	１０人	区分４以上	１３５／日	1,３５０円／日	１３５円
		区分３	１１３／日	1,１３０円／日	１１３円
		区分２以下	９０／日	９００円／日	９０円
夜間支援等体制加算（Ⅱ）	４人以下		１１２／日	1,１２０円／日	１１２円
	５人		９０／日	９００円／日	９０円
	６人		７５／日	７５０円／日	７５円
	７人		６４／日	６４０円／日	６４円
	８人		５６／日	５６０円／日	５６円
	９人		５０／日	５００円／日	５０円
	１０人		４５／日	４５０円／日	４５円
夜間支援等体制加算（Ⅲ）			１０／日	１００円／日	１０円

・処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×１４．７％
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×１４．４％
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位×１２．８％
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位１０．５％

《 訓練給付等対象外サービス利用料金 》

内　容	料　　金	備　　考
家　賃	３０，０００円～３２，０００円	・補助給付あり ・生活保護受給者の家賃減免あり
水 道 光 熱 費	２１，０００円	
日 用 品 費	５，０００円	
食 材 料 費	朝３００円・昼３５０円・夕４００円	・昼食は必要時対応します
日中の通院等 外出の同行	外出支援　　１時間　１．５００円 （交通費　　実費） 送迎　片道　３００円	

上記の所定料金は、経済状況の著しい変化などにより時価に照らして、適切な額に変更することがあります。その場合、事前に変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

また、下記のサービスについても訓練等給付費の給付対象とならない為、サービスの提供を希望される場合には、各々について実費となりますのでご了承ください。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用（特別な娯楽の提供のための費用など）
② 訓練等給付費とならない日常生活上の諸費用
③ 個別医療に係るサービス費用、器材費用など

※１ 家賃補助制度
・生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯の方が対象となります。
・月途中の入居／退居の場合、家賃額は利用日数割合での負担となります。
※入院及び外泊期間中は月額料金の負担となります。

※２ 月途中の入居／退居の場合、水道光熱費は利用日数割合での負担となります。
※入院及び外泊期間中は月額料金の負担となります。

※３ お食事のキャンセルは、事前連絡となり、事前申し出がない場合は食費料金をお支払いください。ご利用分は、月末集計し清算となります。また、利用者様の身体状況により食事形態については、個別に相談を承ります。

《 利用料金のお支払方法 》

訓練等給付費等自己負担額及び訓練等給付費等対象外サービス料金は、１か月ごとに計算し、サービスを利用した月の翌月１５日までに通知します。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、口座振替日（２５日）の前日までにご入金をお願いいたします。入居時や退居時など１か月に満たない期間のサービスについては、利用日数に基づいて計算（１ヵ月を３０日として計算）しご請求いたします。

金融機関からの口座振替
御利用できる金融機関：ゆうちょ銀行、北海道銀行、北洋銀行